



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 金丸 勲
 (J A S D A Q ・ コード 8704)
 問合せ先 取締役 新妻 正幸
 (TEL 03-4330-4700 (代表))

定款の一部変更及び役員の変動に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 16 回定時株主総会に「定款の一部変更の件」並びに取締役、監査役、及び補欠監査役選任について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 当社グループの今後の事業展開に鑑み、当社定款第 2 条における事業目的の追加を行うものがあります。
- ② 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、これらの取締役及び監査役においても、その期待する役割を十分に発揮できるよう、第 31 条及び第 42 条の一部を変更するものであります。
 なお、第 31 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条【省略】 第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 (1)~(19)【省略】 <u>【新設】</u> <u>【新設】</u>	第 1 条【現行どおり】 第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。 (1)~(19)【現行どおり】 <u>(20) 冷蔵、冷凍、製氷、解凍、加熱に関する技術、製品及びサービスの販売・保守並びに輸出入</u> <u>(21) 生体認証技術を利用した各種システム及び製品・サービスに関する研究・開発及び販売、並びに導入支援</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(20)~(21)【省略】</p> <p>第3条~第30条【省略】</p> <p>第31条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>責任限定契約をもって、同法第423条第1項に関する社外取締役（社外取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第32条~第41条【省略】</p> <p>第42条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>責任限定契約をもって、同法第423条第1項に関する社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第43条~第50条【省略】</p>	<p>(22)~(23)【現行どおり】</p> <p>第3条~第30条【現行どおり】</p> <p>第31条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第32条~第41条【現行どおり】</p> <p>第42条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第43条~第50条【現行どおり】</p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月23日（予定）
 定款変更の効力発生日 平成27年6月23日（予定）

2. 取締役の選任（平成 27 年 6 月 23 日）

第 16 回定時株主総会の終結の時をもって、取締役 5 名全員が任期満了となりますので、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を目的として社外取締役 1 名を含む取締役 5 名の選任を付議するものであります。

氏名	現役職
金丸 勲 [再任]	代表取締役社長
中川 明 [再任]	取締役
新妻 正幸 [再任]	取締役
川上 真人 [再任]	取締役
島田 雄大 [新任]	-

（注）候補者 島田雄大氏は、社外取締役候補者となります。

3. 監査役の選任（平成 27 年 6 月 23 日）

第 16 回定時株主総会の終結の時をもって、監査役 1 名が任期満了となりますので、監査役 1 名の選任を付議するものであります。なお監査役選任につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名	現役職
土屋 修 [再任]	常勤監査役

4. 補欠監査役の選任（平成 27 年 6 月 23 日）

補欠監査役田村稔郎氏及び加藤潤氏について、選任の効力が第 16 回定時株主総会の開始の時までとなりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役 2 名の選任を付議するものであります。

なお、候補者 加藤潤氏は、第 16 回定時株主総会において、監査役 1 名選任の件が承認可決されることを条件に土屋修氏の補欠としての候補、候補者 田村稔郎氏は、社外監査役の補欠としての候補者となります。

氏名
加藤 潤 [再任]
田村 稔郎 [再任]

5. 第 16 回定時株主総会終結時に退任予定の取締役

小野 三千宏（現 当社取締役）

以 上